

九十九里町地域防災計画

資料編

目 次

1 条例・要綱・規程.....	資-1
1-1 九十九里町防災会議条例	資-1
1-2 九十九里町防災会議運営要綱.....	資-3
1-3 九十九里町防災会議構成員	資-4
1-4 九十九里町災害対策本部条例.....	資-5
1-5 九十九里町災害対策本部運営規程.....	資-6
2 災害協定一覧.....	資-8
3 災害対策資料.....	資-10
3-1 避難施設一覧	資-10
3-2 防災無線局一覧.....	資-11
3-3 防災無線子局一覧.....	資-12
3-4 ヘリコプター離発着場一覧.....	資-14
3-5 九十九里町内水利状況.....	資-15
3-6 避難者カード	資-16
3-7 自衛隊災害派遣要請依頼書.....	資-17
3-8 災害救助法による救助の程度・方法及び期間.....	資-19
3-9 消防団の現勢.....	資-22
3-10 耐震性貯水槽一覧.....	資-24
3-11 防災倉庫等一覧.....	資-25
3-12 浸水想定区域内の要配慮者利用施設.....	資-26
3-13 被害の認定基準.....	資-27
3-14 応急仮設住宅建設候補地リスト.....	資-29
3-15 罹災証明書	資-30
3-16 被災証明書	資-31
4 災害情報.....	資-32
4-1 地震・津波情報等.....	資-32
4-2 気象情報の種類と発表基準.....	資-36
4-3 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知.....	資-37

1 条例・要綱・規程

1-1 九十九里町防災会議条例

昭和 37 年 9 月 30 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、九十九里町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 九十九里町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、20 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年6月17日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年12月23日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月29日条例第18号)

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 九十九里町防災会議運営要綱

平成7年4月1日

告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、九十九里町防災会議条例(昭和37年九十九里町条例第23号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、九十九里町防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定める。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副町長の職にある委員とする。

2 前項に定める会長の職務を代理するものに事故があるとき又は欠けたときは総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し議長となる。

2 委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任による処理)

第4条 防災会議の権限に属する事項のうち次の事項については、会長において処理することができる。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(3) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。

(4) 災害対策本部の設置に関すること。

(5) 地域防災計画の修正に係る知事に対する事前協議に関すること。

(6) その他軽易な事項

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務課において処理する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年3月28日告示第38号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

1-3 九十九里町防災会議構成員

区 分	職 名
会長	九十九里町長
指定地方行政機関の職員	銚子海上保安部長
千葉県の知事の部内の職員	千葉県山武地域振興事務所長
	千葉県山武土木事務所長
	千葉県山武健康福祉センター長
千葉県警察の警察官	東金警察署長
町の部内の職員	九十九里町副町長
	九十九里町総務課長
	九十九里町企画財政課長
	九十九里町住民課長
	九十九里町健康福祉課長
	九十九里町産業振興課長
	九十九里町まちづくり課長
九十九里町ガス課長	
教育長	九十九里町教育長
消防長及び消防団長	山武郡市広域行政組合消防長
	九十九里町消防団長
指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	東京電力株式会社東金センター所長
	東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉支店長
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	九十九里町社会福祉協議会長
	千葉県災害対策コーディネーター

1-4 九十九里町災害対策本部条例

昭和 37 年 9 月 30 日

条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、九十九里町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 5 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 25 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 九十九里町災害対策本部運営規程

平成7年4月1日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、九十九里町災害対策本部条例(昭和37年九十九里町条例第24号)第4条の規定に基づき、九十九里町災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この訓令において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に定める災害で、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条に定めるものをいう。

(本部の設置及び廃止)

第3条 町長は、町の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、九十九里町地域防災計画(以下「計画」という。)の定めるところにより本部を設置する。

2 町長は、本部を設置した後に、町内において災害又は災害が発生するおそれが解消したため本部を設置しておく必要がないと認めるときは、関係機関と協議の上、本部を廃止する。

(本部に属する者)

第4条 本部は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部長付(以下「本部長付」という。)
- (4) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

2 副本部長は、副町長をもって充てる。

3 本部長付及び本部員は、別表第1に掲げるものをもって充てる。

4 本部長不在の場合は、副本部長がこれを代行し、本部長及び副本部長不在の場合は、総務課長がこれを代行する。

(関係機関に対する要請等)

第5条 本部長は災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(組織及び所掌事務)

第6条 本部に別表第1に掲げる班を置く。

- (1) 班長は、別表第1に掲げるものをもって充てる。
- (2) 班を構成する職員は、計画の定めによる。
- (3) 本部及び班の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

(本部連絡員)

第7条 本部に本部連絡員として各班長が指定した職員をもって充てる。

2 本部連絡員は、本部会議での決定事項の伝達及び班内の連絡調整に当たる。

(本部会議)

第8条 本部に次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長

(3) 本部長付

(4) 本部員

2 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

4 本部会議は、計画に定める災害応急対策に関する重要事項を審議決定するものとする。

5 第1項に掲げる者は、本部会議で審議する事項が生じたときは、速やかに別表1に規定する総務班長にその旨を申し出るものとする。

(本部の設置基準)

第9条 法第23条第1項の規定により、本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 気象業務法(昭和27年法律第165号)及び水防法(昭和24年法律第193号)に基づく暴風雨、大雨、津波又は洪水その他の警報が町域を含め発令されたとき。

(2) 町内に大規模な地震、火災、爆発又はこれに類する事故が発生したとき。

(3) 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条第1項による警戒宣言が発せられたとき。

(職員の配置)

第10条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の本部の職員の配置は、計画の定めるところによる。

(情報の発表)

第11条 災害情報の発表は、本部会議の議決を経て行うものとする。ただし、事態が緊急を要する場合は、本部長において発表することができる。

(委任)

第12条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成18年3月6日訓令第2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月5日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年6月11日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

2 災害協定一覧

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の内容
千葉県広域消防相互応援協定	県内市町村、消防機関	平成4年4月1日	災害時における相互応援
災害時における千葉県市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県、県内市町村	平成8年2月23日	災害時における相互応援
災害時における廃棄物処理施設に係る援助細目協定	県内市町村、一部事務組合	平成9年7月31日	災害廃棄物処理
災害時における九十九里郵便局、九十九里町間の協力に関する覚書	九十九里郵便局、豊海郵便局、西野郵便局	平成10年4月1日	援護対策、郵便局施設・用地の提供、災害情報の相互提供
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定	株式会社メディセオ九十九里研修センター	平成24年3月5日	津波避難ビル
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定	シャロームⅡ	平成24年3月6日	津波避難ビル
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定	国民宿舎サンライズ九十九里	平成24年4月1日	津波避難ビル
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	社団法人千葉県エルピーガス協会山武支部	平成24年5月10日	災害時の応急生活物資等の供給
災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定	東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町	平成24年8月10日	食糧・物資等の提供、職員の派遣、避難場所及び避難施設の提供
災害時等における相互応援に関する協定	茨城県五霞町	平成24年8月31日	食糧・物資等の提供、職員の派遣、避難場所及び避難施設の提供
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定	宗教法人妙智會教団千葉聖地	平成24年9月1日	津波避難ビル
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定	医療法人社団慈優会 有料老人ホーム シルバーシャドウ	平成24年9月1日	津波避難ビル
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成24年10月4日	災害時における各種情報交換
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	山武郡市広域行政組合	平成25年1月4日	福祉避難所
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体	平成25年7月12日	物資等の提供、職員の派遣

資料編

協 定 名	協 定 先	締結年月日	協定の内容
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人緑海会	平成 25 年 8 月 1 日	福祉避難所
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人静和会	平成 25 年 8 月 1 日	福祉避難所
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人翡翠会	平成 25 年 8 月 1 日	福祉避難所
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人ワナーホーム	平成 25 年 8 月 1 日	福祉避難所
アマチュア無線による災害時の受伝達に関する応援協定	JQ1ZIX7087 無線通信部隊	平成 26 年 1 月 8 日	災害に関する情報収集及び伝達
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 26 年 1 月 24 日	情報発信等の協力
災害時における仮設トイレの提供に関する協定	東山物流サービス株式会社	平成 26 年 2 月 7 日	災害時における仮設トイレの提供
災害時における物資供給の協力に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成 26 年 2 月 24 日	災害時における物資調達供給等
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社千葉総支社	平成 26 年 12 月 15 日	広告付避難場所等電柱看板による案内表示
災害時における支援協力に関する協定	山武郡市農業協同組合	平成 27 年 1 月 13 日	農産物等の物資提供、災害救援物資の保管場所提供、資機材等の提供
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定	創価学会九十九里会館	平成 27 年 1 月 21 日	津波避難ビル

3 災害対策資料

3-1 避難施設一覧

■緊急避難場所

No.	名 称	所 在 地	津波	地震	風水害	備 考
1	中央公民館	片貝 2915	※	○	○	
2	県立九十九里高等学校	片貝 1910	○	○	○	
3	九十九里中学校	片貝 1899-4	○	○	○	
4	豊海小学校	不動堂 306		○	○	
5	片貝小学校	片貝 3193		○	○	
6	九十九里小学校	小関 1797-1		○	○	
7	国民宿舎サンライズ九十九里	真亀 4908	○			津波避難ビル
8	株式会社メディセオ 九十九里研修センター	真亀 4085	○			津波避難ビル
9	シャロームⅡ	片貝 1629	○			津波避難ビル
10	宗教法人妙智会教団千葉聖地	片貝 4184-1	○			津波避難ビル
11	医療法人社団慈優会 住宅型有料老人ホーム シルバーシャドウ	片貝 2705-7	○			津波避難ビル
12	創価学会九十九里会館	片貝 3409	○			津波避難ビル
13	小関納屋地区津波避難タワー	小関 2347-98	○			津波避難タワー

※ 中央公民館は津波注意報発令時に自主避難場所として開設

■避難所

No.	名 称	所 在 地	備 考
1	中央公民館	片貝 2915	
2	県立九十九里高等学校	片貝 1910	
3	九十九里中学校	片貝 1899-4	
4	豊海小学校	不動堂 306	
5	片貝小学校	片貝 3193	
6	九十九里小学校	小関 1797-1	

■福祉避難所

No.	名 称	所 在 地	備 考
1	ちどりの里	作田 1681	
2	つくも学遊館	不動堂 126	
3	保健センター	片貝 2910	

※ 福祉避難所は避難生活が長期化する場合等に災害時要配慮者の利用を考慮し必要に応じて開設

3-2 防災無線局一覧

■基地局

No.	呼 出 名 称	設 置 場 所
1	ぼうさいくじゅうくり 総 務	総務課
2	ぼうさいくじゅうくり 産業振興	産業振興課
3	ぼうさいくじゅうくり まちづくり	まちづくり課
4	ぼうさいくじゅうくり 教 育	教育委員会事務局
5	ぼうさいくじゅうくり 放送室	総務課 防災行政用無線室
6	ぼうさいくじゅうくり ガ ス	ガス課

■移動局

No.	呼 出 名 称	設 置 車 両
1	ぼうさいくじゅうくり 1	消防団本部指揮車 (総務課) 【 .. - 99 】
2	ぼうさいくじゅうくり 2	交通安全指導車 (総務課) 【 13 - 26 】
3	ぼうさいくじゅうくり 3	ダットサン (まちづくり課) 【 44 - 52 】
4	ぼうさいくじゅうくり 4	レガシー (まちづくり課) 【 .3 - 60 】
5	ぼうさいくじゅうくり 5	パジェロ (産業振興課) 【 90 - 71 】
6	ぼうさいくじゅうくり 6	ハイエース (教育委員会事務局) 【 .5 - 24 】
7	ぼうさいくじゅうくり 7	バモス (ガス課) 【 .6 - 08 】
8	ぼうさいくじゅうくり 8	エブリイワゴン (ガス課) 【 99 - 08 】
9	ぼうさいくじゅうくり 9	パジェロミニ (ガス課) 【 20 - 24 】
10	ぼうさいくじゅうくり 10	サンバー (ガス課) 【 61 - 04 】
11	ぼうさいくじゅうくり 11	ライトエース (産業振興課) 【 63 - 29 】
12	ぼうさいくじゅうくり 12	エクストレイル (産業振興課) 【 .8 - 28 】
13	ぼうさいくじゅうくり 13	資機材運搬車 (総務課) 【 19 - 24 】
14	ぼうさいくじゅうくり 932	消防車 (第3分団第3部) 【 99 - 32 】
15	ぼうさいくじゅうくり 962	消防車 (第6分団第2部) 【 99 - 62 】

■携帯局

No.	呼 出 名 称	備 考
1	ぼうさいくじゅうくり 101	
2	ぼうさいくじゅうくり 102	
3	ぼうさいくじゅうくり 103	
4	ぼうさいくじゅうくり 104	
5	ぼうさいくじゅうくり 105	
6	ぼうさいくじゅうくり 106	
7	ぼうさいくじゅうくり 107	
8	ぼうさいくじゅうくり 108	
9	ぼうさいくじゅうくり 109	

3-3 防災無線子局一覧

No.	地区名	子局設置場所	設置場所住所
0	中央	九十九里町役場	片貝 4099
1	真亀納屋 3・5	第 6 分団第 2 部消防機庫	真亀 4911-1
2	真亀納屋 4	真亀駐在所	真亀 4333
3	真亀納屋 4	民宿「亀の家」南側	真亀 4908-132
4	不動堂納屋	豊海保育所	不動堂 450-2
5	不動堂納屋	第 6 分団第 1 部消防機庫	不動堂 552-3
6	藤下納屋	漁業協同組合信用部	藤下 957-1
7	細屋敷納屋	堀江水産加工場北側	細屋敷 663-7
8	粟生納屋	第 5 分団第 1 部消防機庫	粟生 2315-10
9	粟生納屋	町営住宅南側	粟生 2359-157
10	真亀丘 2	水神社	真亀 2316
11	真亀丘 1	浄泰寺	真亀 2448
12	真亀丘 1	真亀丘コミュニティセンター	真亀 619
13	不動堂丘	豊海小学校	不動堂 309-1
14	不動堂丘	佐久間産業北側	不動堂 348-5
15	粟生丘	ヤマニ材木店東側	粟生 174
16	粟生新田	粟生新田公民館	粟生 1818
17	藤下丘	藤下丘神社	藤下 53
18	西野丘	武雷神社	西野 533-1
19	西野丘	西野橋東側	西野 1324-52
20	西野丘	九十九里教習所脇	西野 790-2
21	屋形	ときがね幼稚園	片貝 1637
22	屋形	屋形区民会館	片貝 6928-308
23	須原	青木石材店南側	片貝 1774-3
24	西の下	かねやま水産西側	片貝 6928-61
25	西の下	山口歯科	片貝 3708-7
26	中新田	中新田公民館	片貝 1874-1
27	下モ谷	下モ谷公民館	片貝 2153
28	川間	南部宅南側	片貝 316-1
29	—	—	—
30	中里	中里青年館	片貝 2823-2
31	下夕谷	九十九里分署	片貝 2520-1
32	中里	九十九里中学校	片貝 1890-1
33	北の下	ヤマウ水産脇	片貝 6902-32
34	荒生納屋	中和造園脇	田中荒生 1372-4
35	荒生納屋	愛宕神社	田中荒生 1245-1
36	小関納屋	漁業協同組合	小関 2347-9
37	小関納屋	琴平神社	小関 2174

資料編

No.	地区名	子局設置場所	設置場所住所
38	小関納屋	九十九里小学校	小関 1791-1
39	前里	本隆寺北側	片貝 5199
40	北・南北新田	妙智会	片貝 4184-1
41	小関・八川・渋川・大榎	子安神社南側	小関 1379
42	小関・八川・渋川・大榎	妙覚寺入口	小関 851
43	田中	駒形神社	田中荒生 1036-1
44	小関・八川・渋川・大榎	大榎区民会館	小関 280
45	作田納屋	NTT変電所東側	作田 5389-15
46	作田納屋	第1分団第1部消防機庫	作田 5565-1
47	作田納屋	山中神社	作田 2026
48	作田丘	大幹線十字路脇	作田 1313
49	作田丘	御苑豆腐店丘側墓地脇	作田 2284
50	作田丘	東光寺	作田 295-1
51	作田丘	中村橋東側	作田 380
52	作田丘	フラワータウン	作田 20

3-4 ヘリコプター離発着場一覧

名称	所在地	施設管理者	広さ	区分	避難所との競合
九十九里中学校	片貝 1899	町教育委員会	100m×120m	大	避難施設と隣接、同一敷地
豊海小学校	不動堂 306	町教育委員会	70m×120m	中	避難施設と隣接、同一敷地
片貝小学校	片貝 3193	町教育委員会	60m×120m	中	避難施設と隣接、同一敷地
九十九里小学校	小関 1797-1	町教育委員会	70m×100m	中	避難施設と隣接、同一敷地
町野球場	片貝 5821	町教育委員会	90m×90m	中	

3-5 九十九里町内水利状況

合計	防 火 水 槽				消火栓	消火井戸
	小 計	100m ³ 以上	40m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 未満		
741	95	5	33	57	213	338

3-7 自衛隊災害派遣要請依頼書

様式-2

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

九十九里町長

印

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、自衛隊法第 83 条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1)災害の状況

(2)派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1)活動希望区域

(2)活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式-4

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

九十九里町長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について(依頼)

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

3-8 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 310円以内 <加算額> 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規 格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内に着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)、冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全流	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
			冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
		半壊 半流	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
冬	9,400		12,300	17,400	20,600	26,100	3,400		

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の 額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日 から14日以 内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした 日から7日以 内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の 日から3日以 内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の 日から1か月 以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の 日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生の 日から10日 以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,200円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

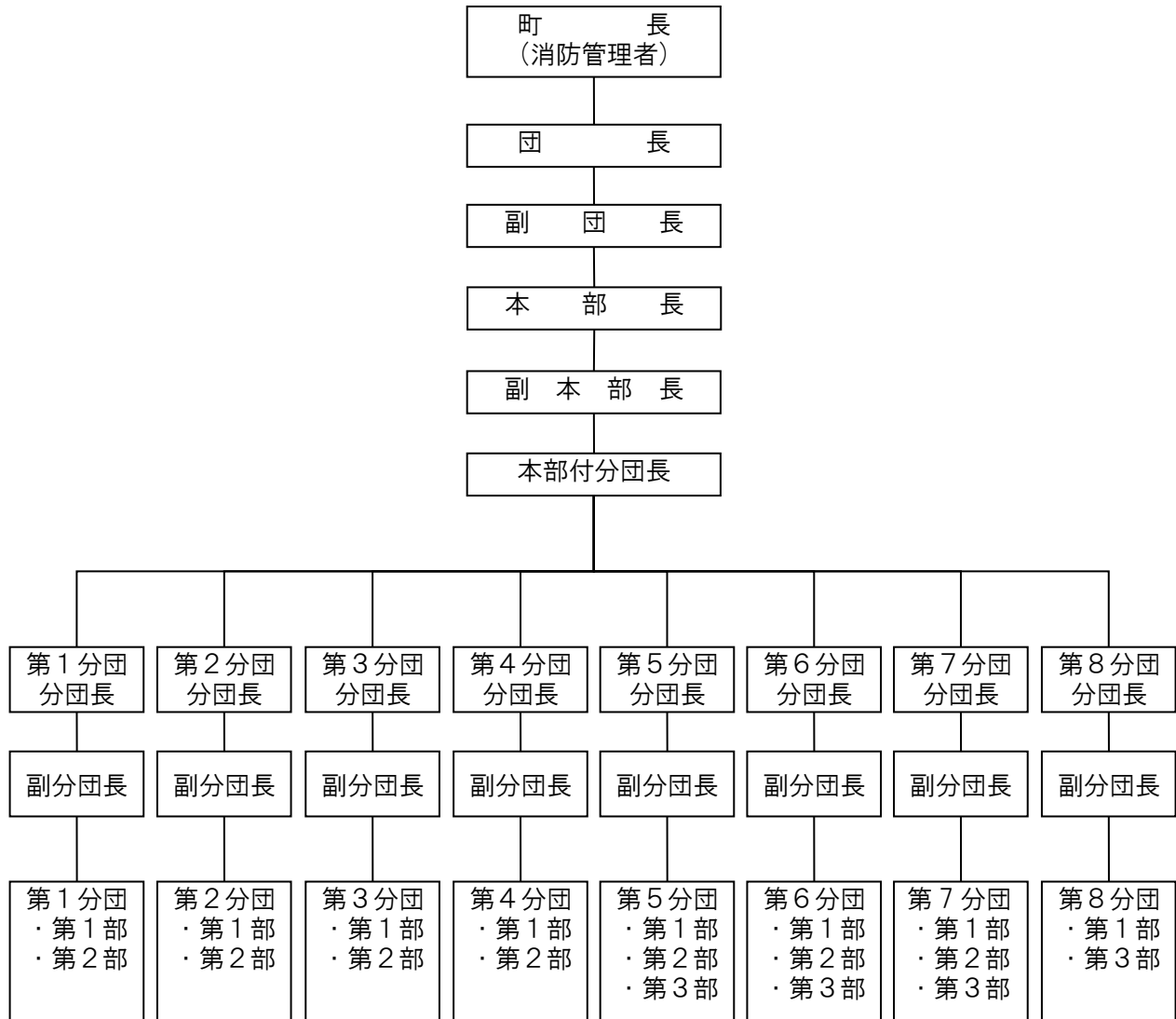
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,100円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,600円以内 保健師、助産師、看護師、及び准看護師 15,100円以内 救急救命士 15,700円以内 土木技術者、建築技術者 15,600円以内 大工 24,000円以内 左官 23,000円以内 とび職 23,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-9 消防団の現勢

九十九里町消防団組織図

平成 27 年 3 月 1 日現在



■九十九里町消防団管轄区域

分団	管轄区域	部	管轄区域	車両種別	台数
第1分団	作田納屋及び作田丘の全域	第1部	作田納屋の全域	自動車	1
		第2部	作田丘の全域	自動車	1
第2分団	小関納屋、荒生納屋及び北・南北新田の全域	第1部	小関納屋の全域	自動車	1
		第2部	荒生納屋及び北・南北新田の全域	自動車	1
第3分団	北の下、新生、西の下、中央及び下タ谷の全域	第1部	北の下及び新生の全域	自動車	1
		第2部	西の下、中央及び下タ谷の全域	自動車	1
第4分団	須原、北増、屋形、中新田及び水神山・新堀新田の全域	第1部	須原、北増の全域	自動車	1
		第2部	屋形、中新田及び水神山・新堀新田の全域	自動車	1
第5分団	粟生納屋、宿、細屋敷納屋、藤下納屋、西野納屋及び下貝塚納屋の全域	第1部	粟生納屋及び宿の全域	自動車	1
		第2部	細屋敷納屋及び藤下納屋の全域	自動車	1
		第3部	西野納屋及び下貝塚納屋の全域	自動車	1
第6分団	不動堂納屋、不動堂丘、真亀新田、真亀納屋及び真亀丘の全域	第1部	不動堂納屋及び不動堂丘の全域	自動車	1
		第2部	真亀新田及び真亀納屋の全域	自動車	1
		第3部	真亀丘の全域	自動車	1
第7分団	西野丘、不動堂飛地、藤下丘、細屋敷丘、下貝塚丘、粟生丘、粟生新田及び川間の全域	第1部	西野丘及び不動堂飛地の全域	自動車	1
		第2部	藤下丘、細屋敷丘及び下貝塚丘の全域	小積載	1
		第3部	粟生丘、粟生新田及び川間の全域	小積載	1
第8分団	中里、下モ谷、法久、前里、小関・八川・渋川・大榎、西、高畑、田中及び荒生の全域	第1部	中里、下モ谷、法久、前里の全域	小積載	1
		第3部	小関・八川・渋川・大榎、西、高畑の全域、田中及び荒生地区の全域	小積載	1

【車両種別】 自動車…ポンプ自動車 小積載…小型ポンプ積載車

3-10 耐震性貯水槽一覧

耐震性地下式防火水槽

No.	地区名	目標物	所在地	公設・私設	容量
1	真亀丘2	真亀丘水クリーンセンター	真亀 1546-22	私設	20m ³
2	不動堂丘	つくも学遊館	不動堂 140-3	公設	40m ³
3	藤下丘	ツルハドラッグ	西野 647-1	私設	40m ³
4	西	ハヤシ片貝店	片貝 174-6	私設	40m ³
5	西	コメリ九十九里店	片貝 5119	私設	40m ³
6	北新田	(株)松井紙器	片貝 4483	私設	40m ³
7	小関納屋	海の駅九十九里	小関 2347	公設	40m ³

3-11 防災倉庫等一覽

種 別	名 称	所 在 地
防災倉庫	役場防災倉庫	片貝 4099 番地
	九十九里中学校防災倉庫 No.1	片貝 1899 番地 4
	九十九里中学校防災倉庫 No.2	片貝 1899 番地 4
	九十九里小学校防災倉庫	小関 1797 番地 1
	片貝小学校防災倉庫	片貝 3193 番地
	豊海小学校防災倉庫	片貝 306 番地
水防倉庫	旧ガス課倉庫	片貝 3289 番地 5

3-12 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

No.	名 称	所 在 地
1	豊海幼稚園	九十九里町不動堂 161-1
2	豊海小学校	九十九里町不動堂 306
3	とようみ 1・2・3 クラブ	九十九里町不動堂 306
4	デイサービスセンターたいよう	九十九里町真亀 1606
5	ご隠居長屋 和楽久 九十九里	九十九里町真亀 1674
6	デイサービスセンターアイケア	九十九里町真亀 1674
7	グループホームマリンハウス 11	九十九里町真亀 4062-16

3-13 被害の認定基準

区 分		認定基準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重 症	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共 通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共 通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
その他被害	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

資料編

区 分		認定基準
そ の 他 被 害	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海 岸	海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地 す べ り	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失・埋没	畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
火 災 発 生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 金 額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 業 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

3-14 応急仮設住宅建設候補地リスト

No.	所在地 (地名地番)	土地 所有者	仮設住宅可能 区域面積(m ²)	建設可能 戸数(戸)
1	栗生 2575 番地	町有地	3,899	24
2	栗生 2705 番地	町有地	12,008	99
3	栗生 2711 番地	町有地	2,782	20
4	田中荒生 1624、1625、1626 番地	町有地	3,279	25

3-15 罹災証明書

罹 災 証 明 書

年 月 日

九十九里町長 様

(申請者) 住 所

氏 名 ㊟

電 話 ()

現在の連絡先 ()

下記のとおり罹災しましたので、証明願います。

罹災世帯 の構成員	氏 名	続 柄	性 別	生年月日	氏 名	続 柄	性 別	生年月日
		世帯主						
罹災建物 (住家)	所 在 地		千葉県山武郡九十九里町				番地	
	<input type="checkbox"/> 持 家 <input type="checkbox"/> 借 家 (所有者:) <input type="checkbox"/> 貸 家							
	<input type="checkbox"/> 全 壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半 壊 <input type="checkbox"/> 半壊に至らず							
罹災原因	年 月 日に発生した				による被害			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

九十九里町長

㊟

3-16 被災証明書

被災証明書

年 月 日

九十九里町長 様

(申請者) 住所

氏名 ㊟

電話 ()

現在の連絡先 ()

下記のとおり被災しましたので、証明願います。

被災場所	千葉県山武郡九十九里町
被災物件	
被災金額	円
被災原因	年 月 日に発生した による被害

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

九十九里町長 ㊟

※ この証明は、罹災証明書に代わるものです。

4 災害情報

4-1 地震・津波情報等

■地震情報の種類

種 類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 ・ 津波警報または注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を凶情報として発表

■津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 *	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

* 大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

■津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の方に記載)を発表する。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報(*1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報(*2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

(*1)津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(*2)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

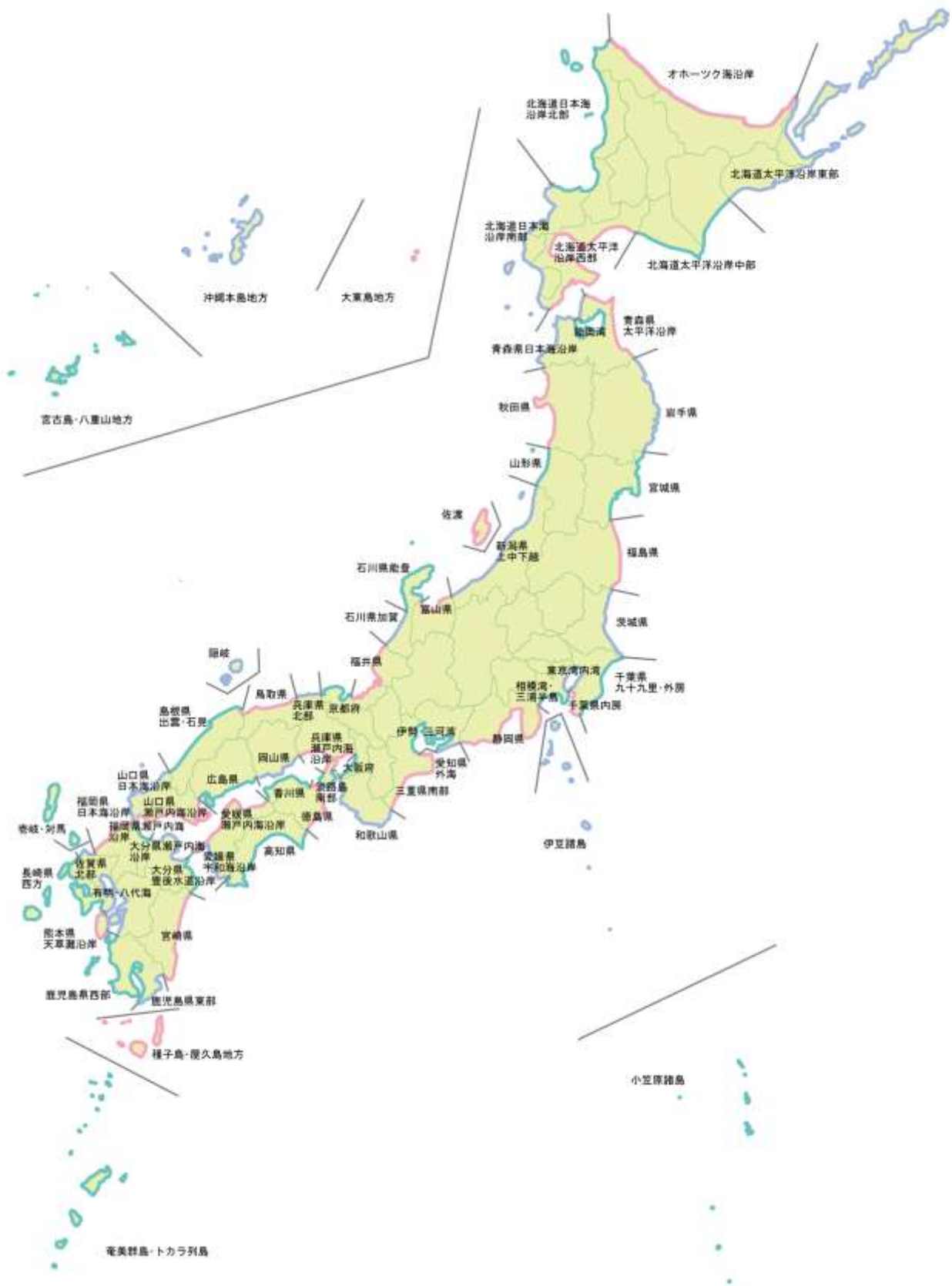
最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

■津波予報区



4-2 気象情報の種類と発表基準

府県予報区：千葉県 一次細分区域：北東部 市町村等をまとめた地域：山武・長生				
警 報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 60mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 60mm
			流域雨量指数基準	作田川流域=11、真亀川流域=19
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 20cm
	波浪		有義波高	6.0m
高潮		潮位	1.5m	
注 意 報	大雨		雨量基準	1 時間雨量 40mm
			土壌雨量指数基準	133
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 40mm
			流域雨量指数基準	作田川流域=8、真亀川流域=15
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	陸上 13m/s 海上 15m/s
	風雪		平均風速	陸上 13m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	2.5m
	高潮		潮位	1.0m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m	
	乾燥		最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	なだれ			
	低温		夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で -3℃以下、千葉特別地域気象観測所で -5℃以下	
霜		4 月 1 日～5 月 31 日 最低気温 4℃以下		
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

4-3 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知

河川名		(二級河川) 作田川	(二級河川) 真亀川
観測所名		成東	不動堂
所在地		山武市成東字下町	山武郡九十九里町 不動堂字新地前 188-2
零点高 (m)		TP-0.027	TP-0.573
水防団待機 (通報) 水位 (m)		5.06	1.80
はん濫注意 (警戒) 水位 (m)		5.26	2.70
避難判断 (特別警戒) 水位 (m)		5.30	2.90
はん濫危険 (計画高 水位) 水位 (m)		5.56	3.20
区 間	起点～終点	山武市成東 (成東大橋) ～ 九十九里町作田 (九十九里橋)	東金市松之郷 (十文字川合流点) ～ 九十九里町真亀 (真亀川橋)
	上流端 (kp) ～ 下流端 (kp)	8.8 ～ 0.0	14.7 ～ 0.0
	延長 (km)	8.8	14.7
受 報 者	現地指導班	山武土木事務所	山武土木事務所
	水防管理者	山武市長、東金市長、 九十九里町長	東金市長、九十九里町長、 大網白里市長
	関係機関	千葉県災害対策本部 (危機管理課) 千葉県警察本部 (→所轄) 陸上自衛隊第1空挺団 銚子地方気象台	
	報道機関等	千葉県報道広報課 → 報道各社	